

茨城県  
困難な問題を抱える女性支援基本計画

令和6年3月  
茨城県

## <目次>

### 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の支援対象者
- 3 計画の目標
- 4 計画の基本理念
- 5 計画の位置づけ
- 6 計画期間
- 7 支援に関わる関係機関の役割
- 8 計画策定過程

### 第2章 女性支援をとりまく現状

- I ネットアンケート調査結果
- II 女性相談支援センターの利用状況からみた現状
- III 県内の支援機関の対応状況からみた現状

### 第3章 基本目標と施策

- 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり
- 基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備
- 基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

### 参考資料

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 2 茨城県DV対策実施計画

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

### 1 計画策定の背景

私たちの生活を一変させたコロナ禍においては、DV相談件数や女性の自殺者数が大幅に増加しました。これは、非正規雇用者の経済的困窮、孤立、潜在化しやすい性暴力被害など、女性が長年抱えてきた問題の、多様化・深刻化が進んでいる現状が顕著に浮かび上がった結果といえます。

こうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

本県としても、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」を実現させるために、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の支援対象者

本計画では、法第2条に規定される「困難な問題を抱える女性」を支援対象者としています。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）と定義されています。

### 3 計画の目標

「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現を目標とします。

### 4 計画の基本理念

法第3条に規定された基本理念に基づき、この計画の基本理念は、以下のとおりとします。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにします。

(3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とします。

## 5 計画の位置づけ

(1) 法第8条第1項に基づき策定する茨城県の基本計画です。

(2) 令和4年3月に策定した「茨城県DV対策実施計画」を、本計画と一体的に推進する計画に位置づけます。

(3) 茨城県総合計画、茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の理念を踏まえて策定します。

(4) 茨城県犯罪被害者等支援計画の取組と相俟って、茨城県犯罪被害者等支援条例、茨城県性暴力の根絶を目指す条例の目的達成を図ります。

## 6 計画期間

令和6年度から令和8年度までとします。（3年間）

なお、「茨城県DV対策実施計画」の計画期間を令和8年度まで1年間延長し、次期基本計画策定時に一本化することとします。

## 7 支援に関わる関係機関の役割

(1) 県（困難な問題を抱える女性支援主管課）

困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、本県の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

段階的・重層的な支援を行うため行政機関と民間団体それぞれの特性を活かした支援の在り方を検討するとともに、民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、最適な支援を受けられる体制を整備します。

市町村が実施する支援が円滑に進むよう、情報提供や市町村のニーズを踏まえた包括的な支援等により市町村を支援するとともに、市町村の取組状況を把握し、地域格差が生じないよう必要な取組を促進します。

(2) 市町村

支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を担います。

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、所管する庁内関係部署と相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するとともに、必要に応じて県や他の市町村、関係機関に繋いで緊密な連携を図りながら支援を提供します。

基本計画の策定や女性相談支援員の配置、市町村内における支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に行うよう努めます。

### (3) 県女性相談センター（女性相談支援センター）

#### ア 沿革

旧売春防止法に基づき各都道府県に設置が義務付けられている婦人相談所として、昭和32年に設置されました。令和6年度からは、法第9条に基づく女性相談支援センターに位置づけられます。

困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全確保のために必要な一時保護所を運営しています。

#### イ 業務

- ・ 困難な問題を抱える女性の相談対応業務や支援機関の紹介  
相談窓口 電話相談： 平日9：00～21：00 休日9：00～17：00  
来所相談： 平日・休日 9：00～17：00（予約制）
- ・ 困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全確保と一時保護
- ・ 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- ・ 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- ・ 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能も担っています。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）」に基づき、ストーカー行為等の被害者支援も実施しています。

#### (4) 女性相談支援員

旧売春防止法で「婦人相談員」が前身です。法第11条において都道府県は女性相談支援員を置くものとされています。(市町村は努力義務)

法では、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員と位置づけられています。

#### (5) 若葉寮(女性自立支援施設)

旧売春防止法の「婦人保護施設」が前身です。法第12条で都道府県は設置することができるとされています。

業務としては、

- ①困難な問題を抱える女性の滞在援助
- ②心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ③自立の促進のためにその生活の支援
- ④退所した者について相談その他の援助を行います。

#### (6) 民間団体

法第13条で、都道府県は民間団体と協働して支援を行うこととされています。

(市町村も民間団体と協働した支援が可能)

民間団体は、長年の支援活動の中で多くのノウハウを蓄積しており、県・市町村と対等な立場で協働することで、質の高い支援の提供が期待されます。

民間団体に期待される役割としては、次のものがあげられています。

- ・訪問、巡回、居場所の提供、SNSを活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、女性相談センターや児童相談所、医療機関や警察等の関係機関への同行、自立支援に関する業務

#### (7) その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐にわたります。最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定され、複合的な問題に直面しているケースや、自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。

このため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携が必要なことに加え、関係機関の間で十分な連携が図られなければなりません。

### ※ 連携して支援を行う主な関係機関

県女性相談センター(女性相談支援センター)、若葉寮(女性自立支援施設)、県および市町村の女性相談支援員、県の福祉及び男女共同参画担当部局、福祉相談センター、県民センター、市町村女性相談支援担当部局及び窓口、

配偶者暴力相談支援センター、県警察本部、警察署、出入国在留管理局、  
 児童相談所、児童福祉施設、保健所、教育機関、保育園、  
 生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、母子生活支援施設、  
 県母子寡婦福祉連合会、医療機関、医師会、産婦人科医会、  
 職業紹介機関、裁判所、日本司法支援センター、弁護士、  
 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、  
 男女共同参画センター、子ども食堂、社会福祉協議会、県国際交流協会、  
 民間団体（特定非営利活動法人ウイメンズネット「らいず」、一般社団法人アイネ  
 ット等）、民生委員・児童委員

## 8 計画策定過程

計画には広く県民からの意見を反映するため、事前準備として、ネットモニター調査と、民間支援団体や困難な問題を抱える当事者女性へのヒアリングを実施しました。

計画案の策定にあたっては、女性支援に携わる専門家、関係者で構成する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく県基本計画策定委員会」を設置し、委員会で協議を重ねました。

(参考) 策定スケジュール

日程	項目	内容
令和5年5～10月	民間支援団体へのヒアリング	女性支援に取り組む民間団体から、活動実態や支援のあり方についての意見を聴取。
令和5年7月7日 ～7月20日	ネットモニター調査	困難な問題を抱える女性支援についての県民意識調査
令和5年10～11月	困難な問題を抱える当事者女性へのヒアリング	以下の女性13名から、経験や必要とする支援に関する意見を聴取。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害を経験した女性</li> <li>・母子家庭の母親</li> </ul>
令和5年11月1日	第1回策定委員会	計画骨子案、数値目標案の協議
令和5年12月21日	第2回策定委員会	計画素案、支援調整会議設置案の協議
令和6年3月8日	第3回策定委員会	パブリックコメントを反映した計画最終案の協議

## 第2章 茨城県における困難な問題を抱える女性の現状

### I ネットモニター調査結果

#### 1 回答の状況

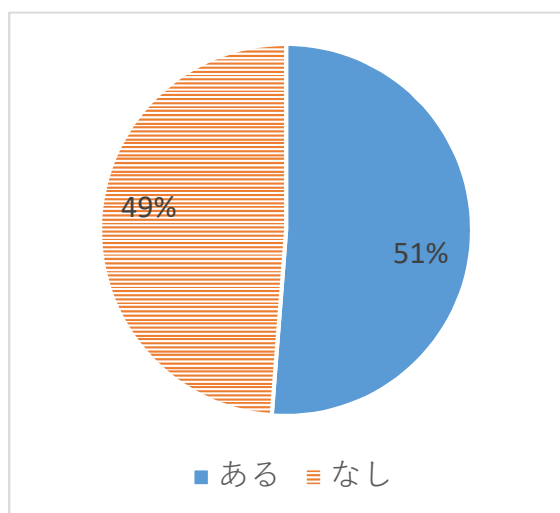
茨城県が実施したネットモニター調査（調査期間 令和5年7月7日～7月20日、回答者835名（うち女性466名））によると、回答者の42.9%が自力では解決できない困難な問題に直面したことがあると回答しています。

回答を性別でみると、女性の方が男性よりも「ある」と回答した割合が高い結果となっています。

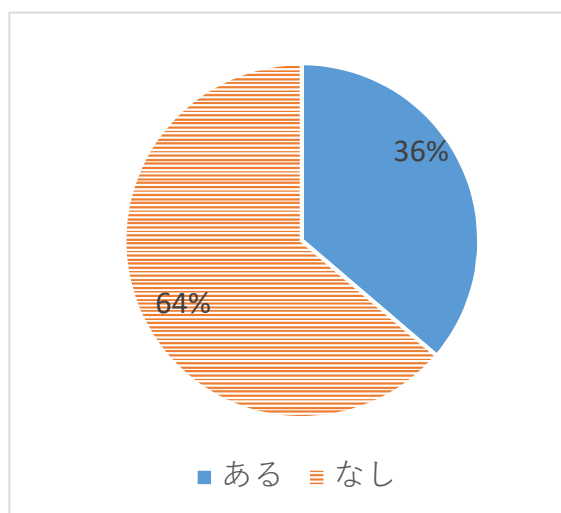
困難な問題に直面した経験があると回答した方は、358名でしたが、直面した困難の内容の回答数は619件で、1人あたり1.73件の困難を回答した結果となっています。このことから、困難な問題を複数抱える方が多い状況が推察されます。

【図1】困難な問題に直面した経験の有無

・女性



・男性



#### 2 直面した困難の内容

直面した困難の内容の上位5項目は男女とも同じ項目という結果でした。一方、順位で見ると、女性で1位であった「育児・家事の負担」が男性では4位と大きな違いが表れています。

【表1】直面した困難の内容

順位	女性	男性
1	育児・家事の負担(86件)	家庭不和(51件)
2	家庭不和(82件)	生活困窮(49件)
3	生活困窮(60件)	職場でのハラスメント(28件)
4	職場でのハラスメント(59件)	育児・家事の負担(24件)
5	離婚問題(36件)	離婚問題(17件)



また、性犯罪に関する項目について、困難に直面する件数は、女性が男性を大きく上回っています。

【表 2】 直面した困難の内容（性犯罪）

	女性	男性
職場でのセクハラ・マタハラ	59 人	28 人
ストーカー被害	18 人	4 人
性暴力被害	10 人	2 人
リベンジポルノ	3 人	2 人

＜参考 1＞ ひとり親世帯の現状

令和 2 年国勢調査によると、県内のひとり親世帯 26,060 世帯のうち約 8 割を占める 21,850 世帯が母子世帯です。

また全国では、母子世帯の母親は、父子世帯の父親に比べて平均年収が 5 割程度にとどまり、就業している母親のうち約 4 割が非正規雇用という状況です。

【表 3】 ひとり親世帯の就労・収入状況（令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果）

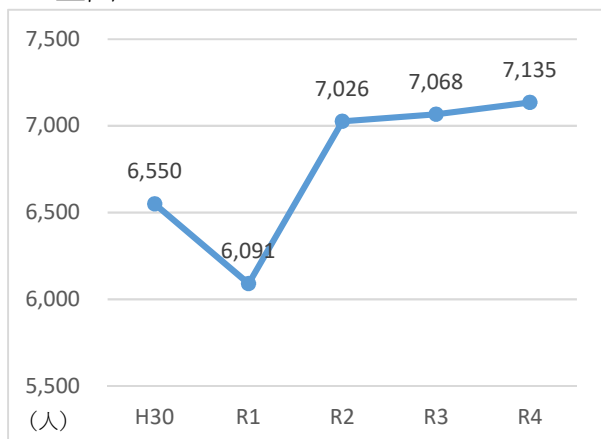
		母子世帯	父子世帯
平均年収（母または父自身）		272 万円	518 万円
就業状況	就業者全体の割合	86.3%	88.1%
	うち正規の職員・従業員	48.8%	69.9%
	うち派遣社員	3.6%	1.5%
	うちパート・アルバイト	38.8%	4.9%
	その他	8.9%	23.8%

＜参考 2＞ 自殺者数

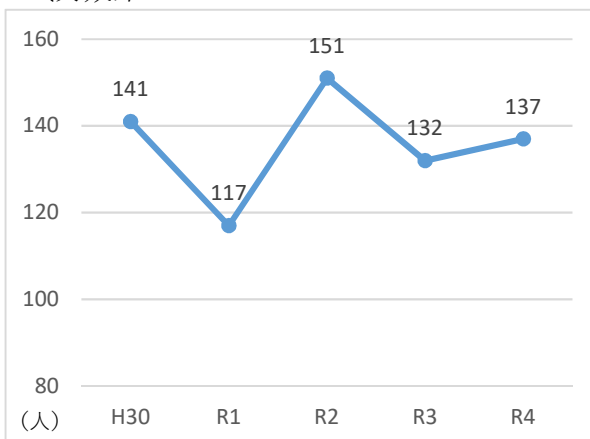
女性の自殺者数は、全国でも本県でも、令和元年度から 2 年度にかけて大きく増えています。

【図 2】 女性の自殺者数（警察庁生活安全局統計）

・全国



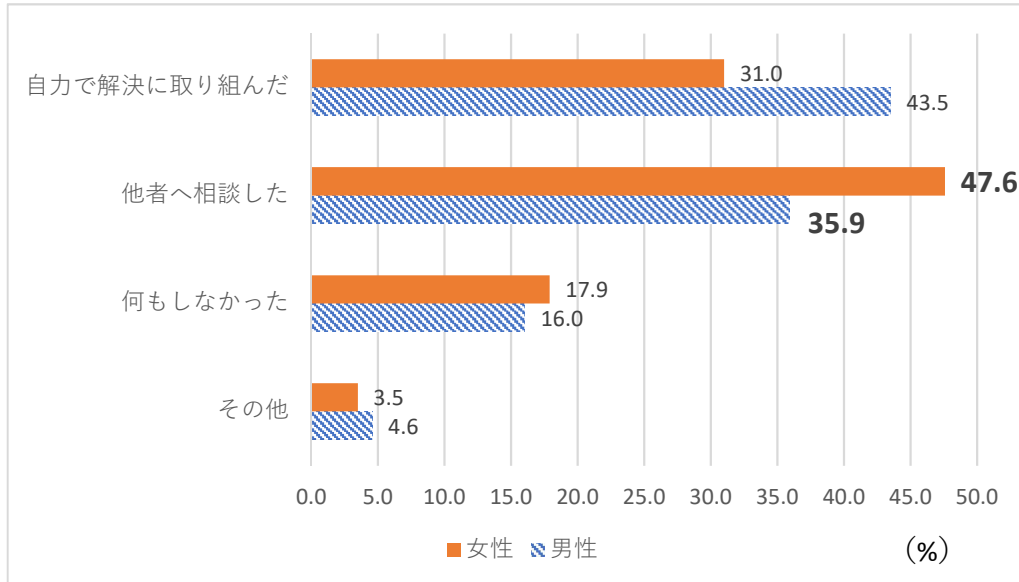
・茨城県



### 3 相談窓口と法の認知度について

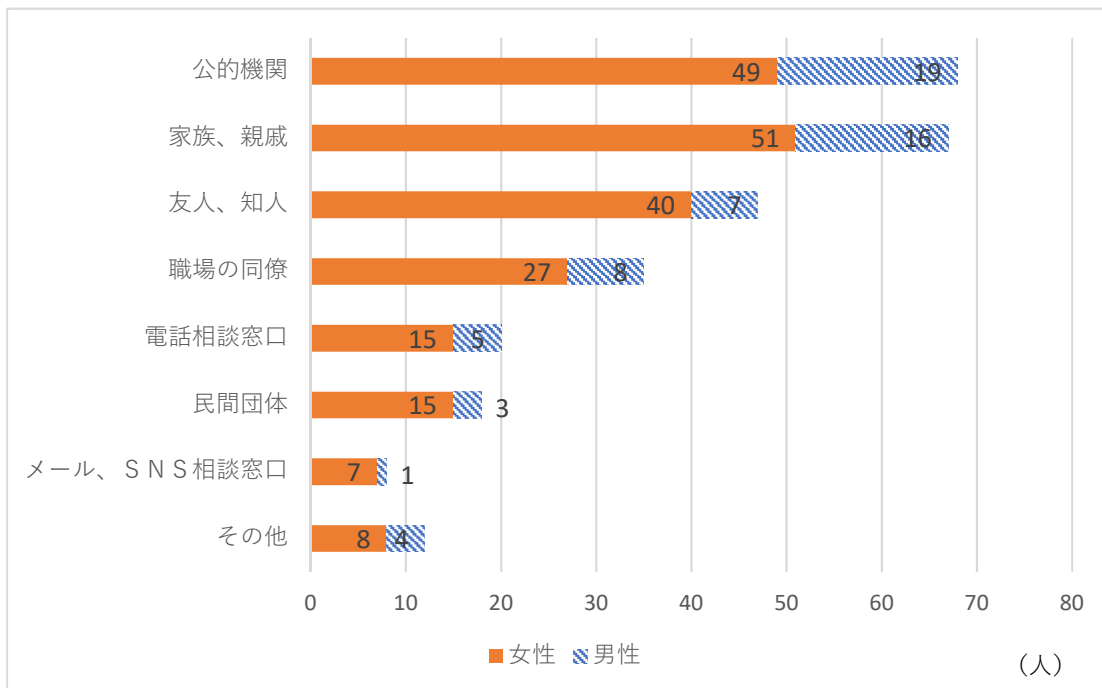
困難な問題に対して他者に相談した割合は、女性 47.6%、男性 35.9%に留まっています。

【図 3】 困難な問題に対して他者に相談した割合



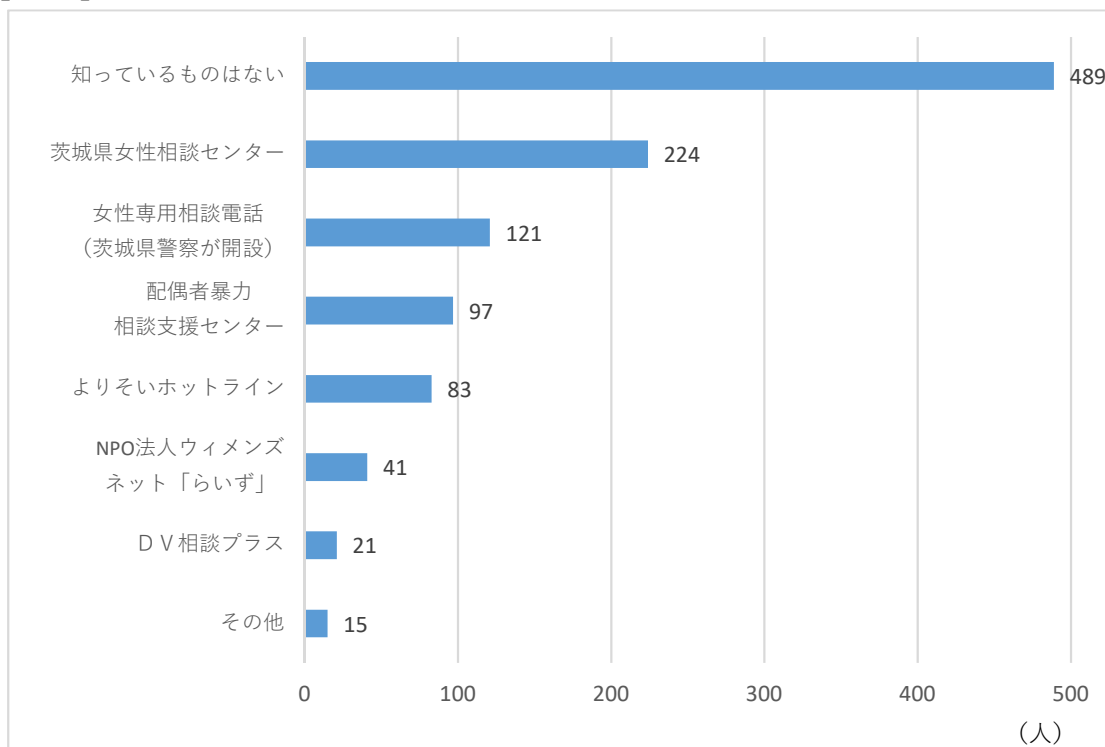
他者へ相談した方の相談先として、一番多いのは「公的機関」であり、その次には家族や友人などの身近な人が多くなっています。

【図 4】 相談した相談先



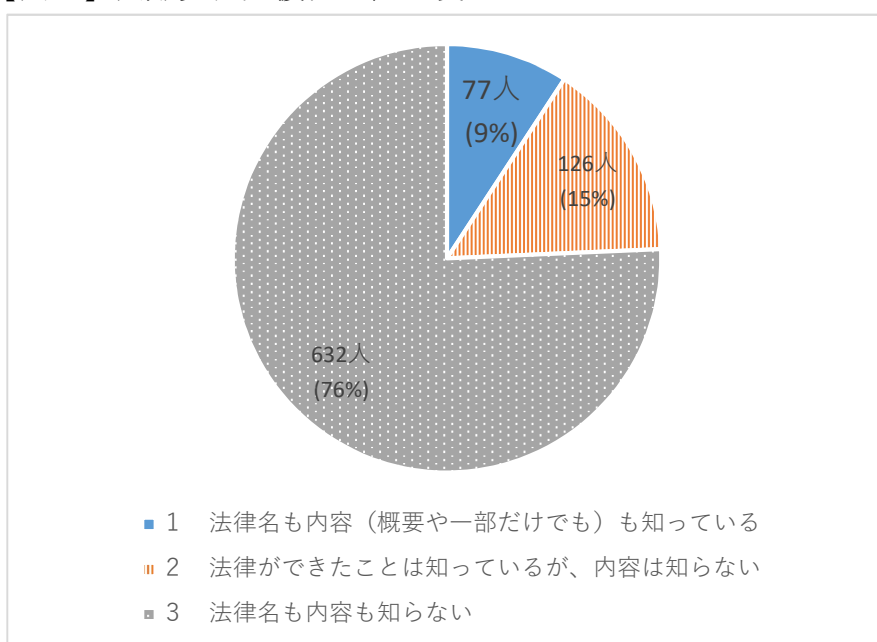
困難な問題を抱える女性やDV被害者の相談窓口について、調査したところ、回答者の約6割が「知っているものはない」と回答しており、相談窓口の認知度が全体的に低い実態が分かりました。

【図5】 相談先の認知度



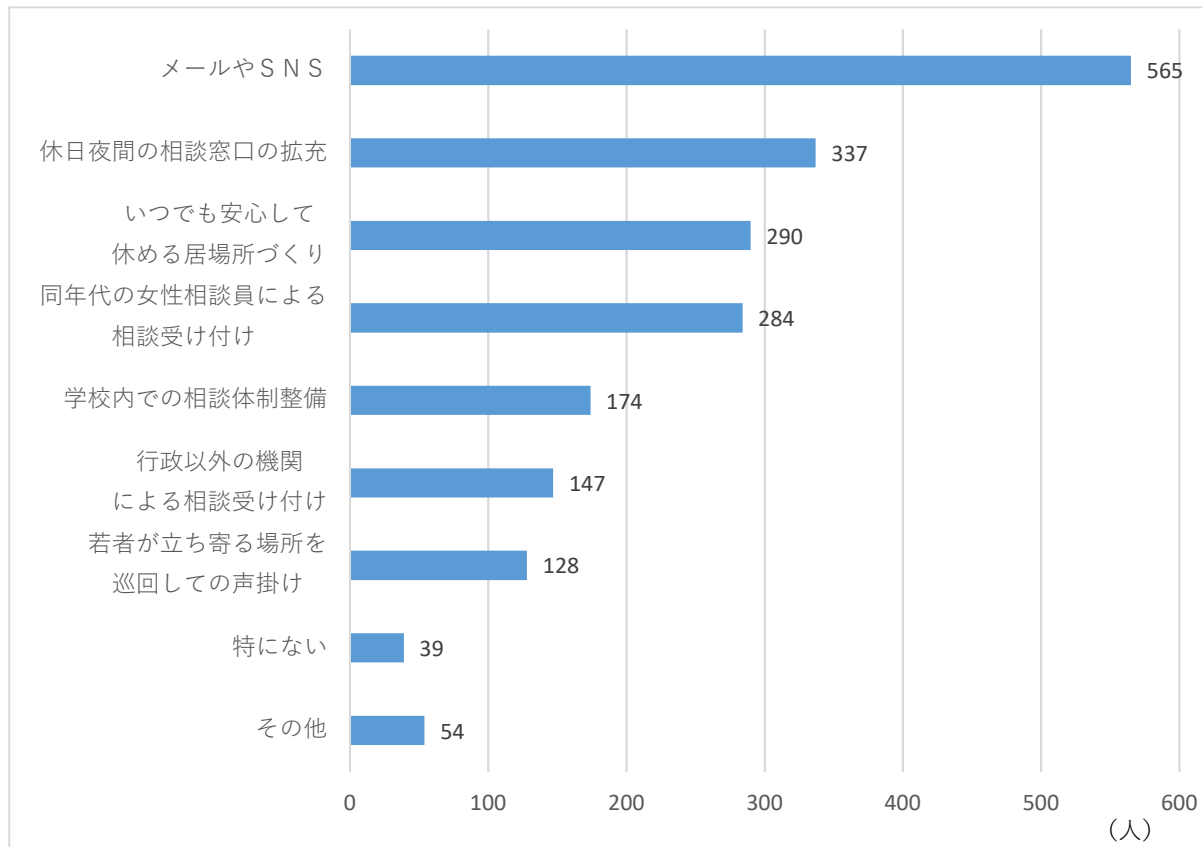
また、困難女性支援法について、76%の方が法律の名称も内容も知らないと回答しています。

【図6】 困難女性支援法の認知度



10代、20代の若い世代の女性が、公的な支援に繋がりやすい相談支援体制をつくるために必要だと思う取組を調査したところ、565名（67.7%）の方が「メールやSNS」を選択しました。

【図7】若年世代の女性に対する相談支援体制のニーズ

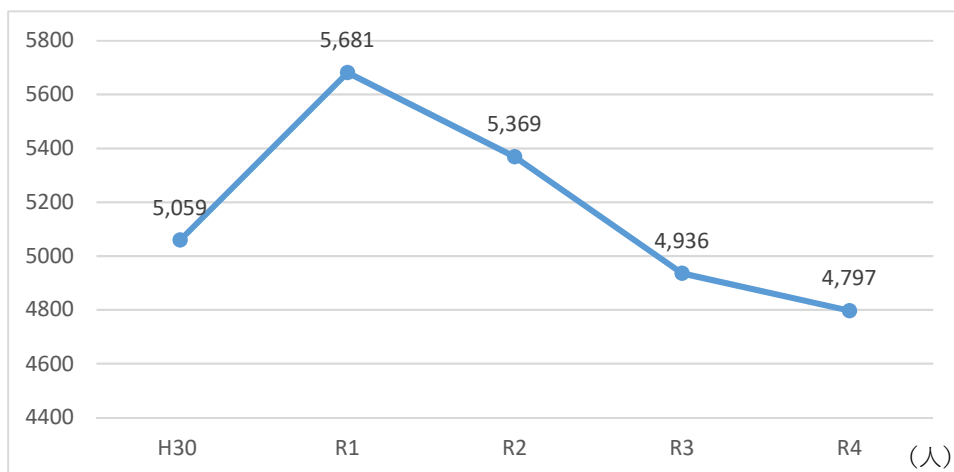


## Ⅱ 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の利用状況からみた現状

### 1 県女性相談センターへの相談数の推移

相談件数は5千人前後で推移しており、近年は減少傾向にあります。依然として多い件数を維持しています。

【図8】 県女性相談センターへの相談数の推移

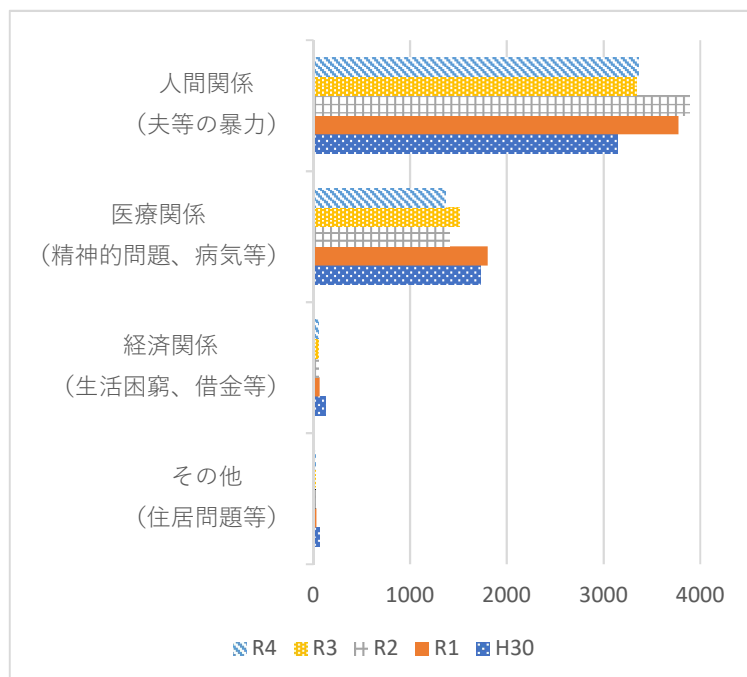


### 2 相談者の年代等の属性及び相談内容の種別

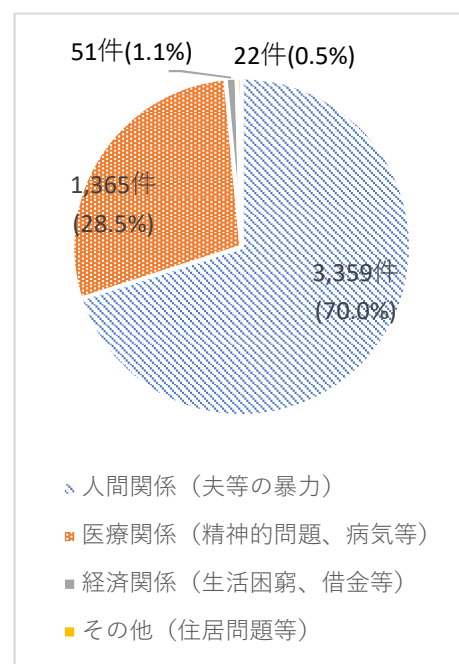
#### (1) 過去5年間の相談件数（内容別）

例年、相談内容で一番多いのは暴力被害を含む「人間関係」であり、令和4年度では7割を占めています。

【図9】 相談内容別の相談数推移



(令和4年度の内訳)

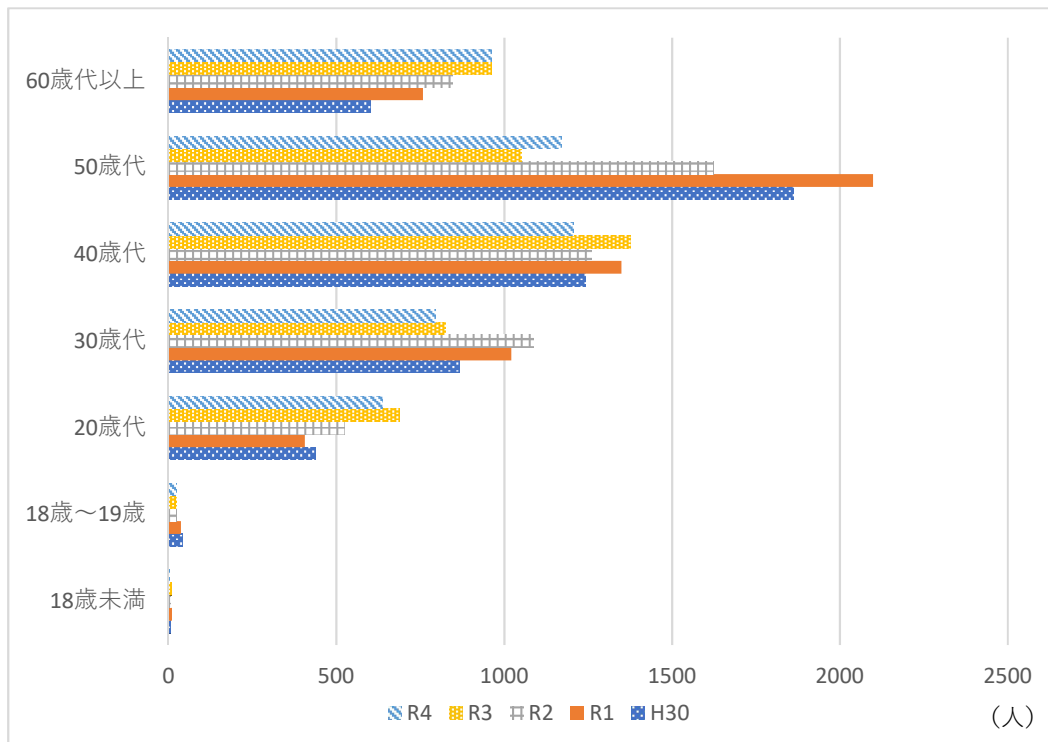


(2) 過去5年間の相談件数（年代別）

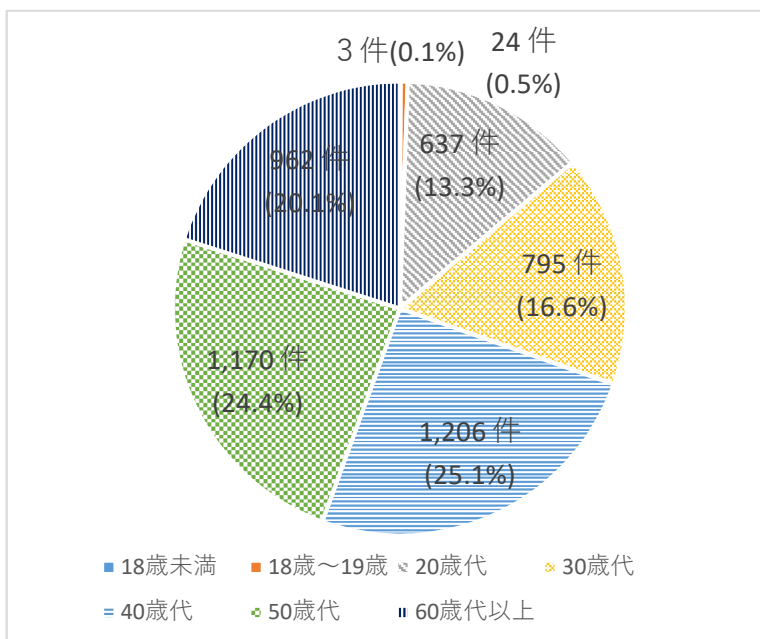
相談者の年代は、令和2年度までは50歳代の方が多かったところですが、令和3年度以降は40歳代が一番多くなっています。

20歳未満の方からの相談は1%未満と、極端に少ない状況です。

【図10】年代別の相談数推移



(令和4年度の内訳)

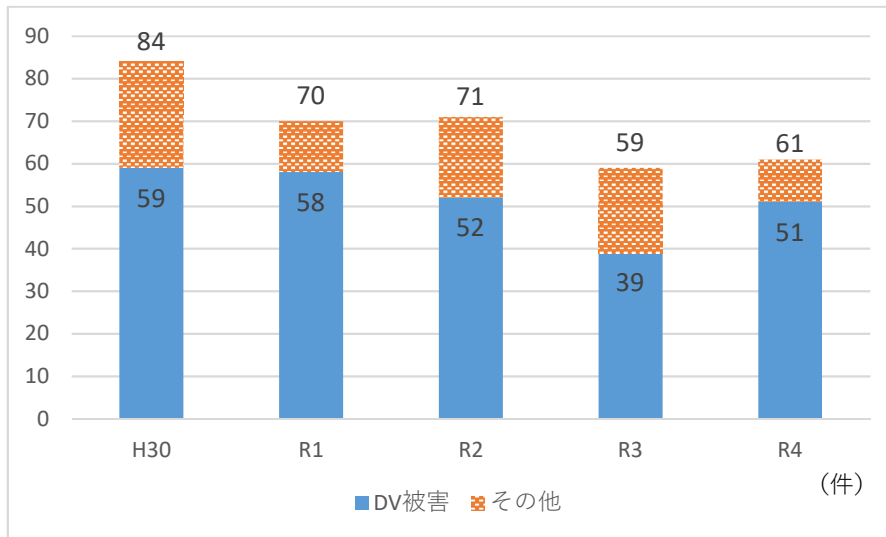


### 3 女性相談支援センター（旧婦人相談所）において一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由

#### (1) 過去5年間の一時保護件数

全体の一時保護件数は近年減少傾向にあります。そのうちDV被害を理由とした保護件数は7～8割で増減しています。

【図 11】 一時保護件数の推移

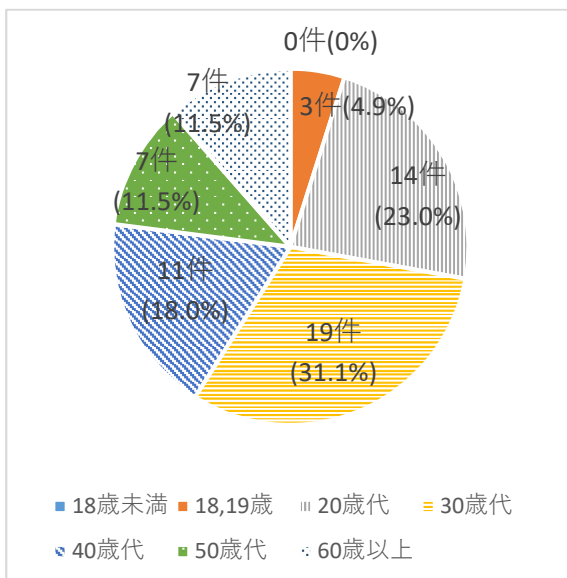


#### (2) 令和4年度の代別一時保護件数

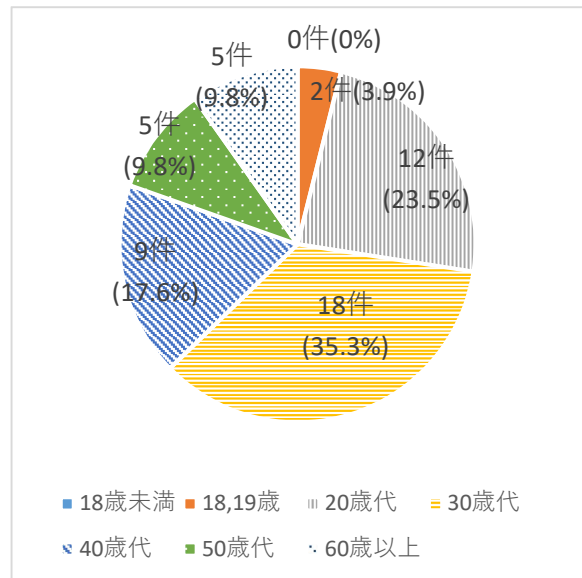
一時保護所へ入所した女性の年代は、全体でもDVによる保護でも、20代30代が多くなっています。

【図 12】 年代別の一時保護件数

一時保護全件



DV被害



### Ⅲ 県内の支援機関の対応状況からみた現状

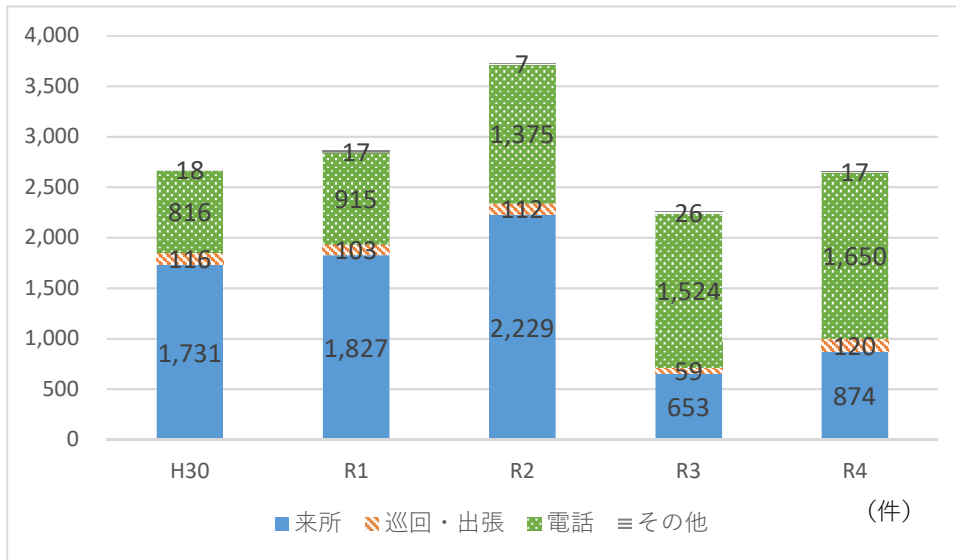
#### 1 管内市町村の女性相談支援員（旧婦人相談員）の相談受付状況

（水戸市、日立市、古河市、結城市の女性相談支援員による相談受付件数）

##### （1）過去5年間の相談件数

4市における相談受付件数は、令和2年度までは来所によるものが多かったが、令和3年度からは電話による受付件数が一番多くなっています。全体の相談件数は令和3年度に一度減少したものの、再び増加に転じています。

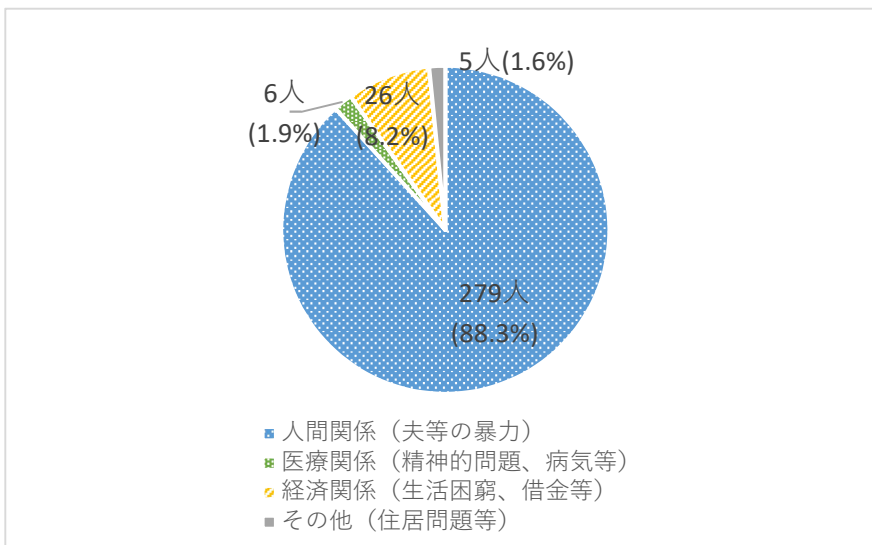
【図13】市町村女性相談支援員による相談受付数の推移



##### （2）令和4年度の来所相談の相談内容内訳

市町村において来所相談を受けた件数のうち、暴力被害を含む「人間関係」が一番多くなっており、対象者を見ると特に家庭内での問題が多い状況です。

【図14】市町村の女性相談支援員による来所相談の相談内容内訳

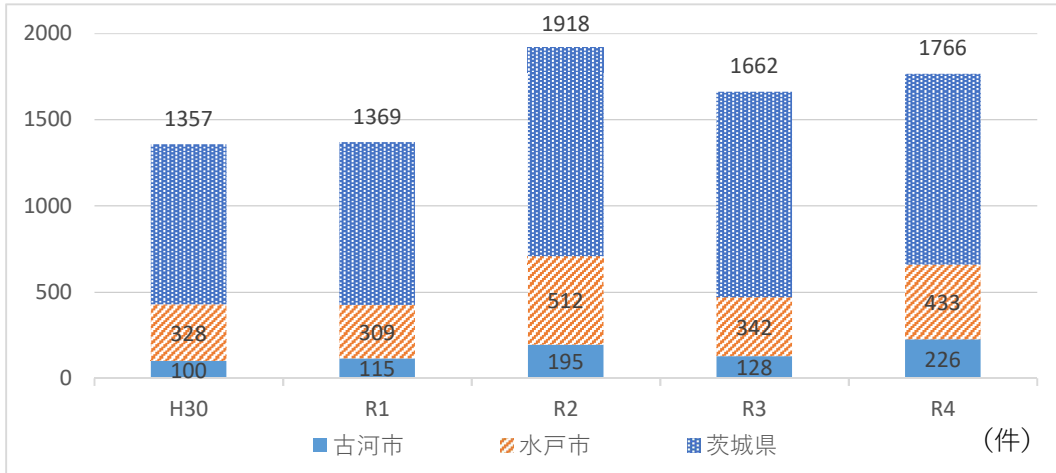




## 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付状況

県内3か所の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は、令和2年度が最多となっており、コロナ禍による外出抑制の影響が出ていると考えられます。

【図15】 県内配偶者暴力相談支援センターの相談受付件数推移

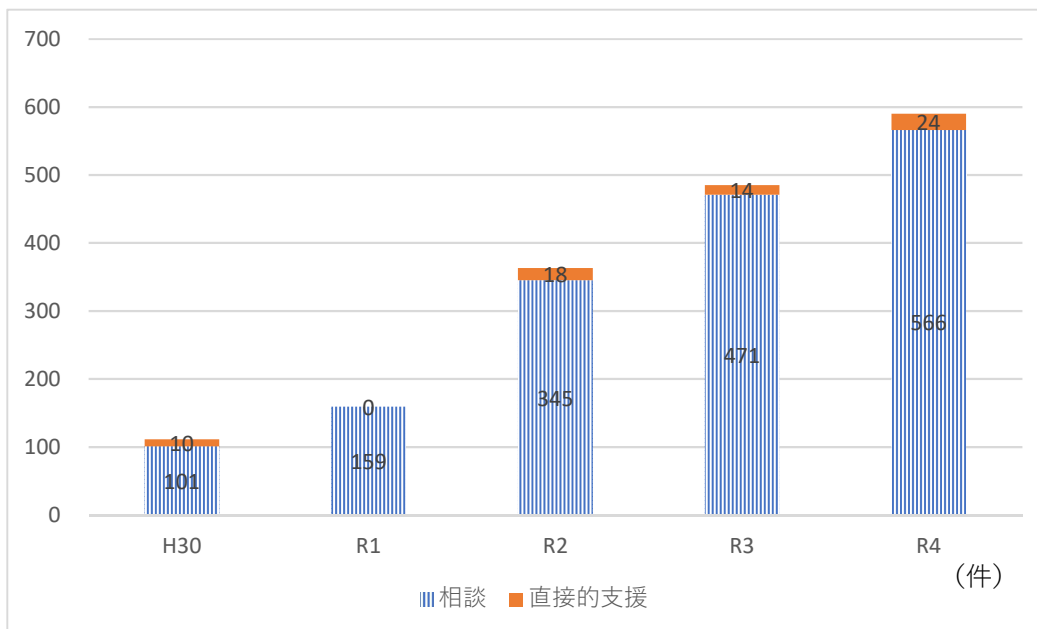


## 3 関係機関における相談受付状況

### (1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談、支援件数は年々増加しており、平成30年度からの4年間で約5倍となっています。

【図16】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の相談・支援件数

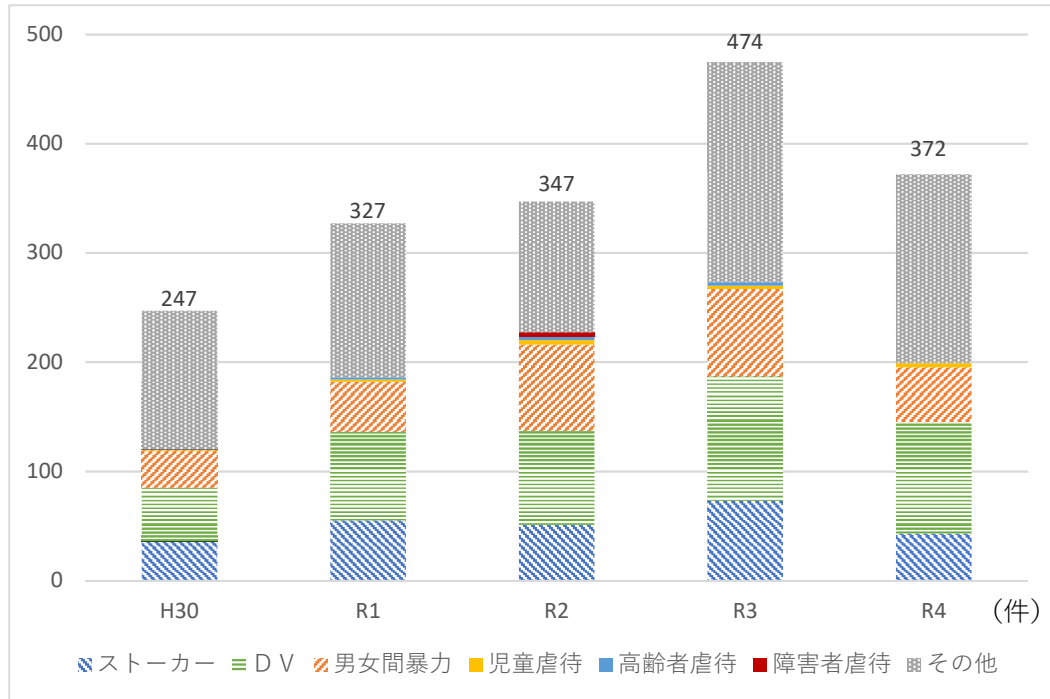


(2) 女性専用相談電話（茨城県警察本部）

「その他」の相談件数を除くと、どの年度も「DV」に関する相談件数が一番多い割合を占めています。

少ない割合ではありますが、「児童虐待」は毎年度1～4件、「高齢者虐待」は令和元年度～3年度に2～3件、「障害者虐待」は令和2年度に4件の相談がありました。

【図 17】 女性専用電話相談の相談受付件数



#### 4 困難な問題を抱える女性への支援に当たり協働が可能な民間団体及びその活動の状況

DVや性暴力などの暴力被害にあった女性の支援活動を行う NPO 法人ウィメンズネット「らいず」へ業務委託し、被害女性の相談支援や、暴力防止に係る各種啓発活動を行っています。

##### (1) 暴力被害女性支援事業

- ・ DVや性暴力被害にあった女性から電話や面談で相談を受け付け、当事者が抱える問題や意思を丁寧に聞き取り、寄り添い続ける支援を行っています。
- ・ 暴力被害女性の抱えるニーズに応じて、当事者が市町村窓口、弁護士事務所、病院などの支援機関を訪問する際には同行し、相談や手続きの援助を行っています。

ヘルプライン相談実績 (件)

R1	R2	R3	R4
143	334	307	256

同行支援実績 (件)

R1	R2	R3	R4
76	102	92	111

##### (2) 暴力防止啓発事業

- ・ 年に2回程度、暴力被害女性の支援当事者や専門家を講師として招き、暴力被害女性の心情や実態、相談支援の技術などに関するシンポジウムや研修会を開催し、相談支援にあたる支援者（女性相談支援員、行政職員も含む）の資質向上を図っています。
- ・ 暴力被害・加害の未然防止のために、大学、専門学校、高等学校を対象としたデートDV出前講座を実施し、若年層に対するDV防止と人権尊重の意識啓発に努めています。

デートDV出前講座実績

	R1	R2	R3	R4
実施数 (回)	16	14	16	18
受講人数 (人)	2,397	2,277	2,453	3,574

##### (3) 暴力被害者の自立支援のための事業

DV被害者による自助グループ「ほっとステーション」を年に5回程度開催し、当事者が被害経験を安心して語れる場を提供することで、話すことによる心理回復を支援しています。

## 5 関係機関・当事者からのヒアリング

支援現場の実態や当事者が求める支援を把握するために、民間の支援団体と困難な問題を抱える当事者女性へのヒアリングを行い、次のような意見をいただきました。

### (1) 民間団体へのヒアリング

＜ヒアリング先＞ 特定非営利活動法人ウィメンズネット「らいず」  
一般社団法人アイネット

- 相談支援に、メールやSNSなどのツールを活用することは有効。特に、若年層とはつながりやすい。
- 若年層への相談支援には、メールやSNSを活用し、時間をおいて少しずつ返事をするにより、継続したやり取りに繋げることができる。
- DV被害者はじめ困難な問題を抱える女性への支援には、専門性、経験やノウハウが必要になるため、女性相談支援員などへの研修は必須。知識を学ぶだけでなく、基本的な態度や相談支援における留意点、ソーシャルワーク、社会資源などの研修を経てから現場で対応してほしい。  
相談機関などでの二次被害、加害者からの反撃などについても、十分に理解してほしい。
- 困難な問題を抱える女性の自立支援には、中長期間、切れ目のない継続支援が欠かせないため、支援メニューをわかりやすく提示し、包括的に支援することが必要。そのためには、行政と民間それぞれの特色を生かして役割を分担しながら連携していくことが欠かせない。
- 困難な問題を抱える女性の自立支援には、行政の関与が欠かせない。  
特にDV被害者の支援においては、加害者への対応で警察署の協力が必要。相談を受けた初期段階で警察署へ協力を要請することにより、被害者の安心・安全が確保できる。
- 困難な問題を抱える女性は、複合的な被害を抱える場合が多くみられるため、支援にあたっては、心理面、法律面、健康、福祉、就業など、さまざまな専門機関との連携が必要。  
被害者に寄り添う支援のノウハウを有する民間団体等による同行支援制度など確立してほしい。

## (2) 当事者へのヒアリング

<ヒアリング先> DV被害を経験した女性、母子家庭の母親

- DVという暴力の特徴として、外部と遮断された家庭内などで長期間にわたり継続的に暴力にさらされること、暴力の種類も身体的なものだけでなく精神的な暴力である暴言、無視などや経済面でも追い込まれるなどによって、自責や無力感におそわれることが多かった。

相談をする過程で徐々に、自分は暴力を受けていること、それがDVという暴力であることに、相談員さんが話を聞いてくれたことでやっと気づくことができた。

- 相談するまで長い間、誰に話していいか分からずに、悩みやつらさをひとりで抱えていた。「自分は助けを求めてもいいんだ、自分は悪くないんだ」と思えるようになったことで、力を取り戻すことができた。

また、同じ境遇の人たちと気がねなく、話し合える場があったおかげで乗り越えることができた。このような場はもっとあっていいと思う。

- 悩み事や不安を抱えている時、相談をできる窓口があることが必要。もっと、相談ができる場所や窓口の情報がほしい。

- 回復・生活再建までには時間がかかり、その間、伴走してくれる相談員さんの存在はありがたい。

- ひとり親家庭の場合、育児や家事、仕事と両立していくには多くの困難があり、就業も非正規の不安定雇用になりがちなため、経済面での支援や子ども支援を継続して受けられるようにしてほしい。

- ひとり親家庭の親にとって、育児・家事と両立できる条件の仕事を見つけるのはとても難しく、ひとり親家庭の親に適した仕事や、それを紹介してもらえる仕組みがほしい。

- 自分が一人っ子で親も亡くしていると、ひとり親世帯支援制度の貸付金の申し込みや賃貸物件の契約で、保証人となってくれる人が見つからずに苦労したことがあった。

### 第3章 基本目標と施策

この計画は、3つの基本目標から構成し、各基本目標に対する具体的な数値目標を設定し、その進捗状況を管理して実効性を向上させていきます。

- 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり
- 基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備
- 基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

#### 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり

##### 【課題】

- 法施行以前の婦人保護は、旧売春防止法に基づき、女性の保護更生を目的としていましたが、女性本人の意思尊重や自立支援といった視点が不十分でした。  
今後の法に基づく支援では、第3条の基本理念を十分に踏まえたものとしていく必要があります。
- 現在の女性相談やDV相談は、主に電話または来所による相談が中心です。相談件数を年代別に見ると20歳未満からの相談が1%未満と極端に少ない状況がみられます。電話での相談に抵抗を感じやすい若年世代が、問題を抱えながらも相談をためらっている可能性が推測されます。  
また、ネットモニターアンケート結果では、10代、20代の若年女性が公的支援に繋がりやすい相談経路について、回答者のうち最も多い約68%の方が「メールやSNS」と回答しています。
- 女性が抱える問題が家族などの周囲の人にも関わる内容である場合には、女性だけでなく、周囲の人たちの状況や問題まで把握して支援方針を検討する必要があります。
- 県内で女性相談支援員（旧：婦人相談員）が配置されている市町村は、4市に限られています。  
相談者にとっては、一番身近な市町村に相談窓口があることが望ましい体制ですが、地域によっては相談件数が少ない、支援員の確保が難しいといった課題があります。こうした課題に対処するため、県として体制整備を支援していくことが求められます。
- ネットモニターアンケート結果によると、女性相談の窓口に関して回答者の約6割が「知っているものはない」と回答しており、より一層の周知・広報が必要です。

- 支援が必要な若年女性の特性として、悩みを打ち明けられない、相談することができないというケースがあり、アウトリーチの手法による支援は有益とされています。一方で、本県は都内に近く、可住地も多いためアウトリーチ先が絞り切れない、アウトリーチを実施するうえでの人員や予算の確保といった課題があります。
- 性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象女性にも配慮しつつ、関係機関とも連携して、可能な支援を検討することが求められます。

### 【施策の方向性】

- 1 県における相談体制の強化を図ります。
- 2 市町村における相談体制強化の支援を行います。
- 3 相談窓口の周知・広報を図ります。

### 【主な取組】

#### 1 県における相談体制の強化

##### (1) 県女性相談センターによる相談体制の充実

女性相談センターでは、支援対象者が抱える問題や背景、心身の状況や、支援対象者の周囲の状況などをしっかりと把握し、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら、最適な支援を検討、実施します。

また、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うほか、市町村における個別の支援計画の策定に参画し、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。

女性相談支援員は、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧にヒアリングを行い、支援対象者の意思決定を支援します。

性犯罪・性暴力被害者への対応や、問題の背景に性犯罪・性暴力被害を抱えている女性の支援にあたっては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」と緊密に連携します。

##### (2) DVに関する相談支援体制の整備・充実・連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、DVの防止及び被害者保護に取り組みます。

(参考) 茨城県DV対策実施計画の概要

基本目標		施策の方向性
I	被害者が相談しやすい体制の整備・充実	(1) 相談窓口等の広報・周知 (2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化 (3) 職務関係者の育成及び資質向上
II	被害者の安全を確保する体制の充実	(1) 通報制度の運用 (2) 一時保護の実施 (3) 保護命令制度の活用
III	被害者の自立に向けた支援の充実・強化	(1) 関係機関等との連絡調整 (2) 生活への支援 (3) 就労の促進 (4) 住宅の確保
IV	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	(1) 子どもの安全確保 (2) 健やかな成長への支援
V	DVを許さない社会の実現	(1) 県民への啓発等 (2) 若年層への教育啓発 (3) 加害者への対応
VI	DV対策の推進体制の充実	(1) 関係機関の連携強化 (2) 市町村の推進体制の充実 (3) 民間団体等との連携・協働

**(3) 民間団体との連携・協働の推進**

民間団体との連携を強化し、相談体制を充実させることで、若年女性を含む多様な支援ニーズの把握に努めます。

民間団体が、長年の支援活動の中で蓄積したノウハウを、研修や共同での支援活動を通じて共有・活用し、質の高い支援を提供します。

県内では困難な問題を抱える女性やDVの相談に対応できる民間団体が限られているため、新たな民間団体の育成・支援に取り組む必要があります。

**(4) SNSを含めた多様な相談体制の検討**

若年女性が気軽に相談できる環境を整えるため、メールやSNSなどを活用した多様な相談体制の整備を進め、相談者が相談しやすいツールを選択できるようにする必要があります。

相談時には、外部に話が聞こえない個室の提供や、建物入口から相談室・支援窓口への導線など、プライバシーの確保に細心の注意を払います。



## 2 市町村における相談体制強化の支援

### (1) 市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援

市民にとってもっとも身近な相談窓口である市町村が、支援の入り口としての役割を果たすことができるよう、相談体制整備や計画策定に必要な情報の提供に努めていきます。

市町村の窓口へ相談に来た女性が、市町村の他の窓口の支援を受ける際には、たらい回しや同じ相談を繰り返すことのないよう、「相談共通シート（※）」の導入やワンストップ体制の構築を推奨します。

#### ※相談共通シート

市町村において、最初の相談窓口で相談を受けた相談員や職員が、相談者から聞き取った相談内容やニーズを記入し、他の支援窓口へ情報伝達するための共通シート。(次ページに作成例を提示)

### (2) DVに関する相談支援体制の整備・充実・連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけてまいります。

### (3) 民間団体との連携・協働に向けた支援

民間団体が把握したケースについての支援調整会議（個別ケース検討会議）を県・女性相談センター・市町村の三者で行い、アフターケアも含めた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

民間団体の実施する同伴支援などの活動が円滑に進むよう、県が民間団体の取組について市町村に積極的に情報提供します。

(参考) 相談共通シート作成例

作成例		女性相談・DV相談共通シート				
		相談受付日	年	月	日	
		最初の受付部署	受付者			
相談者	氏名 (ふりがな)	生年月日		連絡先		
		年	月	日		
		( 歳 )				
	住民票所在地					
	居 所					
	勤務先・学校			職種/学年		
	国 籍	日本語	可	日常会話程度	不可	( 語 )
健康状態	良好・否 (症状: )			妊娠	( 月・なし )	
障 害	あり ( )・なし		障害年金	あり ( 級 )・なし		
家族	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	備考 (問題に関わる情報)	
相談内容	主訴	DV被害 暴力被害(DV以外) 性的被害 ストーカー被害 人間関係 離婚問題 家庭不和 生活困窮 健康問題 住居問題 その他 ( )				
	相談した先	県女性相談センター 警察 医療機関 他市町村 その他 ( )				
	相談内容					
支援ニーズ			対応記録			
支援制度			所属: _____ 対応内容: _____			
①住基台帳支援措置 ②生活保護			所属: _____ 対応内容: _____			
③保護命令申し立て			所属: _____ 対応内容: _____			
手続き			所属: _____ 対応内容: _____			
④国民健康保険加入 ⑤国民年金保険料特例免除			所属: _____ 対応内容: _____			
⑥年金番号変更 ⑦児童手当受給			所属: _____ 対応内容: _____			
⑧転入・転校 ⑨婚姻・離婚届の不受理届			所属: _____ 対応内容: _____			
居住先等						
⑩一時保護 ⑪母子生活支援施設						
⑫老人福祉施設 ⑬障害者福祉施設						
⑭公営住宅						
その他 ( )			一時保護 依頼先: _____			

(本シートは一例であり、実際の運用方法や記載事項などは、支援にあたる各市町村で、実情を踏まえてご検討頂くものです。警察や医療機関など、外部の支援機関が記録することも想定されます。)

### 3 相談窓口の周知・広報

#### (1) 相談機関の県民認知度向上に向けた取組

県や市町村の広報誌、SNS、その他様々な媒体を活用して、相談窓口の周知・広報活動を展開します。

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、幼稚園や保育園、学校、医療機関（小児科、産婦人科、精神科）、スーパーマーケットなど、広く女性が訪れる場所で相談窓口情報を効果的に広報することを検討します。

#### (2) アウトリーチ支援の実施に向けた検討

アウトリーチ支援の実施に向けて課題解決を図るため、次期計画策定時までに検討を進めていきます。

#### 【数値目標】

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
女性の悩みに関する相談窓口の認知度	41.4% (R5 値)	80.0%
市町村における女性相談支援員の配置	4 市	10 市町村
市町村基本計画の策定	—	44 市町村

## 基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備

### 【課題】

- 自立支援の第一歩として、本人の健康状態への支援が重要です。必要な医療機関と適切につながれるよう支援を行う必要があります。
- 困難な問題を抱える女性は、心に深い傷を負っている場合や、精神面に問題を抱えている場合が多くみられます。主訴となっている問題の解決だけでなく、精神的・心理的ケアにも配慮が求められます。
- ネットモニターアンケート結果によれば、何らかの困難な問題に直面した経験がある女性のうち約4分の1が「生活困窮」と回答しています。  
家庭での虐待や暴力被害から逃れた女性の支援においても、十分な貯金や新たな生活の準備資金を持っていないケースが少なくありません。
- 母子家庭の母親は、仕事、育児、家事を一人でこなす重い負担を抱えており、不安定な就労状況にある方も珍しくありません。  
県内のひとり親世帯のうち83.8%が母子世帯であり、就業している母親の約4割が非正規雇用という状況です。  
母子世帯の母親の平均年間収入は272万円であり、経済的に余裕がないケースが多いと考えられます。
- 10代や20代の若年女性が虐待被害や家庭不和から逃れて家出すると、性暴力被害や搾取被害に遭いやすい傾向があります。これらの被害による影響は大変深刻なものであり、自立した日常生活や社会生活をおくることが著しく困難になる場合もあります。  
居場所を失った若年女性をいち早く支援に繋げ、こうした被害から守ることが重要です。
- 女性相談センターの一時保護所は、入所者の約8割がDV被害者であるため、加害者からの追及を防ぐために通信や外出が制限されています。  
しかし、このような秘匿性が不要な問題を抱える女性にとっては、これらの制限が自立を妨げる可能性があるため、個々の事情に応じた複数の避難場所や居場所を用意することが望ましいです。

### 【施策の方向性】

- 1 精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援を行います。
- 2 経済的困難を抱える女性への支援を行います。
- 3 困難な問題を抱える若年女性への支援を行います。
- 4 女性の孤独・孤立防止のための支援を行います。

## 【主な取組】

### 1 精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援

#### (1) 専門機関との連携構築

医療機関で治療が必要な女性に対しては、専門機関や医療機関と連携し、個々の状況に応じた支援体制を構築します。

一時保護所へ入所した心に傷を負った女性に対し、本人の希望を尊重しつつ、心理療法担当職員によるケアを行います。

#### (2) DV被害女性への支援

茨城県DV対策実施計画に基づき、DVの防止及び被害者の回復と自立支援に取り組めます。(再掲)

#### (3) 自殺予防対策の推進

複合的かつ深刻な問題を抱える女性が、自殺を選択しないよう、茨城県自殺対策計画に基づき予防対策を推進します。

#### (4) 予期しない妊娠等に関する相談対応

「いばらき妊娠・子育てほっとライン」では専門の相談員が匿名で妊娠や出産後の育児などの相談を受け付けています。引き続き、相談窓口の周知に取り組めます。

### 2 経済的困難を抱える女性への支援

#### (1) 生活困窮者への支援

経済的な自立に向け、ハローワーク等と連携して求人情報の提供や就労支援を行います。経験が不足している場合は、職業訓練受講を支援します。

直ちに就労が困難な場合には、基礎能力の養成や就労体験など、就労に向けたステップアップを支援します。また、生活保護など様々な制度の活用により、生活の安定に向けた支援を行います。

#### (2) ひとり親家庭への支援

児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けなどにより、子育てに必要な費用を支援し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

個々のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラム策定や、就職に有利な資格取得を援助する高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活自立を支援します。

子ども食堂やフードパントリーなど地域で行われている活動について、情報を収集し、提供します。

ひとり親家庭の養育費確保のため、ひとり親家庭や離婚を考える親を対象に、茨城県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、弁護士による専門相談等により、養育費に関する情報提供に努めていきます。

### **3 困難な問題を抱える若年女性への支援**

#### **(1) 相談体制の強化充実**

初対面の人との電話に慣れていない若年世代が相談しやすくなるよう、メールやSNSなどの手段による相談体制整備を検討します。

公的機関に対する抵抗感がある場合、民間団体と協力して女性のニーズを受け入れ、公的機関と民間団体、必要に応じて他の支援団体が協働して支援を提供する体制を構築します。

#### **(2) 民間シェルターによる一時保護制度の導入**

若年女性が抱える問題や状況に応じて、回復や自立をサポートするため、民間シェルターにおける一時保護の委託先の複数確保を検討します。

#### **(3) 自立支援とアフターケア**

虐待や家庭不和から逃れた若年女性の中には、日常生活や就労に必要な知識やスキルを身に付ける機会が少なかった女性がいます。こうした方へ、きめ細かな支援ができるよう、市町村や民間団体と連携した伴走支援の体制構築を図ります。

18歳未満の女性に対しては、支援にあたった民間団体、女性相談センター、児童相談所が連携し、児童相談所での一時保護や保護者への対応、連絡調整、伴走支援などの支援を行います。

### **4 女性の孤独・孤立防止のための支援**

#### **(1) 居場所づくりの支援**

家庭の問題から一時的に居場所を求める女性に対して、居場所提供の仕組みを検討し、必要に応じてサポートします。

#### **(2) ピアサポート・自助グループ事業**

問題解決に悩む女性や話し合いを求める女性を支援するために、ピアサポートや自助グループを通じて同じ悩みを抱える女性同士が支え合える環境を提供します。

**【数値目標】**

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
高等職業訓練促進給付金（ひとり親の就職に有利な資格取得支援）の受給者数	年 177 件	年 200 件
一時保護委託先の施設数	3 箇所	5 箇所
支援を受けた女性の生活再建率 （一時保護退所者のうち新たな生活の拠点へ移った方の割合）	68.3%	75.0%

## 基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

### 【課題】

- 女性が抱える問題は多様化・複雑化し、また問題が複合的に発生している場合も多いため、女性がどの機関に最初に相談しても必要な支援に繋がるよう、支援調整会議（※）など関係機関の連携体制づくりが求められています。
- 女性相談への対応には幅広い知識が必要であり、また、相談者に安心感を与え支援ニーズを把握するための高いスキルが求められます。  
相談支援にあたる行政職員や女性相談支援員は、常に最新の知識を更新し続け、資質向上に努める必要があります。
- 困難な相談を日々受ける相談支援者が過度な心理的負担を抱えたり、虚無感を感じたりすることがないように、メンタルヘルスケアを十分に行う必要があります。
- 自己がかけがえのない存在であり、困難に直面した時には支援を受けることができることなどを教育現場と連携しながら伝えていく必要があります。

※ 法第15条で地方公共団体が組織するよう努めるものとされている会議。困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体等により構成する。

### 【施策の方向性】

- 1 支援調整会議を活用し、関係機関の連携体制構築を図ります。
- 2 相談支援に携わる相談員や職員の資質向上を図ります。
- 3 性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実を図ります。

### 【主な取組】

#### 1 関係機関の連携体制構築

##### (1) 支援調整会議の有機的な活用

###### ① 県における支援調整会議の設置と適切な運営

女性支援に携わる関係機関を構成員とした支援調整会議を設置し、支援における連携体制を強化します。

支援調整会議では、関係者が一堂に会し、支援対象者の情報を共有し、それぞれの立場から支援策について意見を出し合うことで、より適切な支援策を立案します。

会議は、以下の3階層での開催を想定しています。



- 代表者会議：地域の支援体制の全体像や計画の進捗状況の評価を行う
- 実務者会議：個別ケースの定期的な進捗確認や支援事例の共有を行う
- 個別ケース検討会議：一時保護が必要な事例や民間団体が抱える困難事例の支援方針を検討する

＜県における支援調整会議の開催イメージ＞

①各会議の構成と主な役割

区分	開催頻度	役割	想定される主な構成員
代表者会議	年1～3回程度	・DV、困難女性支援計画に係る進捗確認 ・計画の改定	主催：県(青少年家庭課) 参加機関：関係機関の代表者
実務者会議	年3回 (県内3カ所×各1回)	・個別ケースの状況確認 ・自立支援事例の報告	主催：女性相談センター 参加機関：市町村、警察、県民センター、児童相談所、民間支援団体等
個別ケース検討会議 (女性相談センター事案)	随時	・入所調整会議 ・一時保護所退所前の支援方針検討 ・経過確認	主催：女性相談センター 参加機関：市町村 必要に応じ専門家(弁護士、心理師)の参画を依頼
個別ケース検討会議 (民間事案)	年4回 (年2回×2団体)	・支援方針(一時保護or在宅)の検討 ・個別ケースの進捗確認	主催：県、女性相談センター 参加機関：民間支援団体、市町村、必要に応じ専門家(弁護士、心理師)の参画を依頼

②年間スケジュール



(参考)個別ケース会議のサイクル



## ②市町村への支援調整会議設置の支援

市町村が支援調整会議を設置するために必要な情報の提供、県の女性相談支援員の参画や助言などにより、市町村の支援調整会議設置を支援します。

また、市町村の求めに応じ、県・市町村合同で支援調整会議（個別ケース会議）を実施したり、市町村が抱える困難事例を県の支援調整会議（実務者会議）で検討することなどにより、県と市町村の連携・協力体制の強化を図ります。

## ③支援調整会議に関する情報収集と運用の見直し

国の基本方針において、支援調整会議については、「地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方についてさらに検討を進めることとする」とされており。

国の動向や他都道府県、市町村の事例の収集に努め、支援調整会議の運用方法などについて随時見直しをしてまいります。

## （2）DV関係機関の連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、DV防止及び被害者支援に係る関係機関の連携強化に取り組みます。（再掲）

DV被害にあった女性を保護するために必要な情報交換や、支援内容の協議にあたっては、支援調整会議とDV防止法第5条の2第1項に基づく協議会を共同開催するなど、双方の連携を図ります。

## （3）民間団体との連携・協働の推進

困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体は、これまでの活動の中で豊富な支援ノウハウを蓄積しており、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援や継続支援が可能な機関として重要です。

民間団体と情報共有を密にし、連携・協働することで、相互の活動を補完し合い、支援対象者のニーズに合った支援を届けられる体制構築に努めます。

また、民間団体のほか、子ども食堂や県母子寡婦福祉連合会、民生委員・児童委員など、支援対象者と接点がある可能性のある関係機関（者）と連携して、潜在的な支援対象女性の発見に取り組むことを検討します。

## 2 相談支援に携わる相談員や職員の資質向上

県及び市町村の女性相談支援員及び女性支援担当職員を対象に、女性を取り巻く問題に関する情報や相談支援に必要な知識とスキルを伝えるための研修会を開催します。

また、県の女性相談支援員が、市町村の新任女性相談支援員の育成や困難事例への助言を行うことなど、支援者を孤立させない取り組みも検討します。

なお、前述の研修会や女性支援を考えるフォーラム等を、民間団体との連携により開催することも有効です。

### 3 性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実

児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するために、学校において、警察等の関係機関と連携した防犯教室や情報モラル講習会を開催し、児童生徒を犯罪被害から守る教育の充実に図ります。

また、児童生徒を性犯罪・性暴力の当事者にしないために、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図ります。

児童生徒を対象に、性に関する正しい知識を習得させるとともに、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心を育てるため、産婦人科医等の専門的な知識を有する講師による講演会を実施します。

薬物乱用がもたらす心身の影響、依存症などについて理解し、適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校において薬物乱用防止教室を実施します。

#### 【数値目標】

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
市町村における支援調整会議の設置	—	10 市町村
市町村の女性相談支援員・女性支援担当職員向けの研修会*の開催	年 3 回	年 5 回
県内の女性相談支援員の研修受講率	—	100%

※県主催のものを対象とし、委託事業によるものも含む。